

# 子どもの権利

第32号

ニュース

編集責任：日弁連子どもの権利委員会

2024年2月1日

## 「宗教等二世の被害の防止と支援の在り方に関する意見書」について

子どもの権利委員会委員 掛川 亜季 (東京弁護士会)

宗教等二世問題について、更なる被害の防止と支援の在り方に関して、昨年12月に霊感商法等の被害の救済・防止に関するWGと共同で意見書を作成し、公表・執行しました。

意見書全文は、日弁連一般ウェブサイト(末尾二次元コード)をご参照ください。

本意見書では、保護者が属する宗教及び宗教以外の団体等の教義ないし思想による影響を受ける子どもを「宗教等二世」と呼び、宗教等二世が被る人権上の問題を宗教等二世問題ととらえ、以下の対応を国及び自治体に求めています。

まず、国に対しては、①宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する令和4年12月27日付け厚労省通知の周知徹底や子どもの意思を尊重した対応を行うために子どもの意見表明を支援すること、②学校や教育委員会が的確に対応できるよう、宗教等二世問題への対応マニュアルを策定するとともに、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールロイヤーなどの配置を充実させ、宗教等に悩む子どもの把握・支援を行えるようにすること。加えて、子どもの学習権を保障するため、学

費等の支援制度を整備しつつ教育の無償化を拡大すること、③立法提言として、1) 宗教法人法に、宗教法人に対し、宗教活動において子の信仰の自由その他の子どもの権利を擁護し、子の成長発達に配慮することを義務付ける規定を設けること、2) 児童虐待防止法に児童の福祉に影響を及ぼす立場にある者、団体について児童の権利擁護の努力義務を規定するとともに、児童福祉法において重大な児童に対する権利侵害行為について罰則を設けること、3) 児童虐待防止法の児童虐待の定義規定に経済的虐待を加えること、4) 未成年者が不当寄付勧誘防止法第10条1項各号に掲げられた権利行使しようとする際に弁護士費用の支援制度を設けるとともに、一定の場合には国又は自治体が扶養義務者に代わって扶養義務を履行した上で、扶養義務者に求償する制度といった未成年者がより使いやすい扶養料請求の実現方法を検討することを求めています。さらに、④宗教等二世の子どもが安心して相談できる体制の整備⑤子ども時代のみならず成人後も長期にわたって心理面・生活面等で困難を抱え続けることに配慮して、教育、福祉、医療等の多機関が連携した伴走型

の支援体制を構築すること⑥実情を正確に把握するための実態調査や過去事例の検証とともに、保護者、子ども、社会全体に向けた啓発の実施⑦支援において民間団体が重要な役割を果たすことから、民間団体に対して適切な情報提供や経済的支援等の援助を行うこと、を求めています。

自治体に対しては、国が行う立法等や各自治体の独自施策に基づき、問題の現れ方が地域によって様々であることに留意して、困難を抱える全ての宗教等二世に支援が届くよう、支援が必要な宗教等二世の把握に努め、民間団体とも連携しながら、宗教等二世への相談、支援を確実にを行うことを求めています。

今後、本意見書の提言内容の実現に向け、関係省庁等への働きかけを行うとともに、具体化に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

日弁連一般ウェブサイトより  
意見書をご確認いただけます。



## いじめ重大事態調査の第三者委員会報酬に関する意見交換会の報告

子どもの権利委員会幹事 川原 祐介 (埼玉弁護士会)

2023年12月7日に、いじめ重大事態調査の第三者委員会報酬に関する意見交換をオンラインにて開催しました。第三者委員会の報酬問題に特化した意見交換会は、子どもの権利委員会としては初めての企画でした。意見交換会には106名の会員が参加されました。

いじめ重大事態調査の第三者委員会の職務は、学校等に強い不信感を持っている被害者と関係を構築しながら、多数の関係者に丁寧な聴取をして、多大な時間を掛けて調査報告書を作成するというとても大変なものです。それにもかかわらず、全国的に見て、多くの自治体では委員報酬として会議日当(1万円～2万円程度)を支給するのみです。調査報告書の作成や聴取事項の作成等の会議以外の作業については、一切報酬を支給しない例も多いという極めて問題のある状況にあります。調査の質を担保しながら、制度を安定的に持続させる必要があります。このような中で、一部の自治体では報酬待遇が改善しているところもありますが、各地のそのような情報を共有することが有益であると考え、いじめ問題対策チームで今回の意見交換会を企画しました。

各地からのご報告としては、小西智子会員(大阪弁護士会)、森本周子会員(第二東京弁護士会)、中濱孔貴会員(岡山弁護士会)、鶴崎陽三会員(福岡県弁護士会)、掛布真代会員(岐阜県弁護士会)、吉田孝充会員(熊本県弁護士会)から報告いただきました。

大阪弁護士会からは、2018年9月に当連合会が公表した「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」なども参考に、少なくとも18自治体でタイムチャージ制(1時間1万円前後)が採用され、条例も改正されているとの報告がありました。

第二東京弁護士会からは、推薦に当たっての報酬に関する考え方をまとめており、その経緯や内容、推薦の際の自治体とのやりとりの内容などをご報告いただきました。

岡山弁護士会では、推薦依頼がなされる前から、自治体に第三者委員の役割・業務内容を理解してもらい、適切な報酬について検討してもらう必要があることを踏まえて、自治体に情報提供を行っていることのご報告がありました。

福岡県弁護士会でも、推薦依頼が来る前から自治体に報酬について検討してもらおう必要があるという問題意識があり、自治体に定型の質問票を送付することが会内で検討されていることのご報告がありました。

岐阜県弁護士会からは、2022年に県教委を通じて県内の市町村に対して、弁護士委員の報酬について定める根拠規定があるのか等を調査するアンケートを実施したことのご報告がなされました。その結果として、自治体が第三者委員の業務内容をイメージできておらず、予算の見直しの目的が立っていない所があることのご報告もありました。

熊本県弁護士会では、2023年に全国の弁護士会に対して実施したいじめ重大事態の第三者委員の報酬に関する照会結果をご報告いただきました。

各地からとても有益な情報をご報告していただけたと思います。終了後に実施した参加者のアンケートでも、今後も各地の状況について情報提供してほしいという声を多数いただきました。今後も第三者委員会委員報酬待遇について情報提供していければ良いと考えております。